

京都市たばこ対策行動指針（第2次）の見直しについて

1 京都市たばこ対策行動指針（第2次）について（平成25年3月策定）

- たばこの煙は、数多くの化学物質、発がん物質を含んでおり、喫煙者だけではなく、周囲の人々の健康にも悪影響を及ぼし、様々な疾患の発症と関連しています。
- 生活習慣病を予防する上でたばこ対策を進めることは、重要な課題であり、本市においては「たばこの煙完全ガード社会の構築」に向けて取組を推進してきました。
- 指針は、たばこ対策の基本的な考え方を示し、市民一人ひとりが自らの意思に基づいて「健康をつくる」とともに、行政をはじめ関係機関がそれぞれの社会的役割を認識するためのものとして策定しています。

○ 基本方針

（1）受動喫煙の防止

受動喫煙による健康被害に関する知識の普及・啓発を推進し、受動喫煙の機会の減少に取り組む。

（2）未成年者の喫煙防止

たばこに興味・関心を持ち始める時期にあたる中学生を重点的な対象として、たばこによる健康被害に関する知識の普及・啓発を推進し、喫煙防止に取り組む。

（3）妊産婦の喫煙防止

妊婦及びその家族、乳幼児とその保護者を対象として、たばこによる健康被害に関する知識の普及・啓発の取組を推進し、喫煙防止に取り組む。

（4）成人の喫煙率の減少

たばこによるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）等の健康被害や効果的な禁煙方法等に関する知識の普及・啓発を推進し、禁煙支援に取り組む。

2 たばこ対策行動指針（第2次）策定後の取組

（1）京都市の取組

ア 受動喫煙の防止

- ・ 公共性の高い場所における受動喫煙防止の推進
区役所や各局等京都市関係部署へのたばこ対策行動指針（第2次）の周知及びコンビニ店頭での喫煙や飲食店等での受動喫煙などに対する受動喫煙防止対策の協力依頼
- ・ 官民一体での受動喫煙防止の推進（「店頭表示ステッカー」の貼付推進）
- ・ 世界禁煙デー、禁煙週間における受動喫煙防止の普及啓発
- ・ 保健福祉センターが実施する各種健診・教室における啓発

イ 未成年者の喫煙防止

- ・ 市立中学校等での「喫煙防止教育」の実施
- ・ 未成年者向け防煙パンフレットの配布・説明

ウ 妊産婦の喫煙防止

- ・ 保健福祉センターにおける母子事業（母子健康手帳交付、乳幼児健診、プレママ・パパ教室）を通じた妊産婦を対象とする保健指導の実施
- ・ 妊産婦等向け禁煙パンフレットの配布・説明

エ 成人の喫煙率の減少

- ・ 保健福祉センターにおける禁煙相談・支援の実施
- ・ 保健福祉センターでの禁煙教室や肺がん検診等での禁煙パンフレットの配布・説明
- ・ 成人式及び大学での献血時におけるパンフレットの配布
- ・ 京都市国保における特定健康診査及び特定保健指導時の短時間禁煙支援の実施

オ その他

- ・ 京都市路上喫煙禁止等に関する条例の推進

(2) 関係団体の取組

資料5参照

3 たばこ対策行動指針（第2次）の見直し

たばこ対策行動指針（第2次）については、指針の計画期間が平成25年度から29年度までの5年間としていることから、現状の評価、見直しを行います。

(1) 健康づくりに関する意識調査の実施

平成29年6月、健康づくりに関する意識調査を実施しました。

- ※ 調査内容及び結果は、別紙1「健康づくりに関する意識調査結果(たばこ対策抜粋)」及び参考資料1「京都市健康づくりに関する意識調査報告書」参照

(2) 公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査の実施

平成29年6月～7月、公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査を実施しました。

- ※ 調査内容及び結果は、参考資料2「京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査報告書」参照

(3) たばこ対策行動指針（第2次）の数値目標の達成状況

- ※ 別紙2「たばこ対策行動指針（第2次）の数値目標の評価」参照

4 指針策定後のたばこを取り巻く動向

○ 労働安全衛生法の改正

平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策が努力義務（事業者・事業場の実情に応じた適切な処置）になりました。全ての業種の中小企業主を対象として、喫煙室の設置に係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費の2分の1（上限200万円、事前申請要）を助成する制度があります（申請先：労働局）。

○ 禁煙外来の対象拡大

平成28年度の診療報酬の改定により、従来は1日の喫煙本数に喫煙年数を乗じて得た数が200以上の者が病院での禁煙外来対象（保険診療対象）としていたが、34歳以下の若者に限っては、ニコチン依存症と判断されれば保険適応対象となりました。

○ 喫煙の健康影響に関する検討会報告書（たばこ白書）

平成28年8月31日、厚生労働省は15年ぶりにたばこ製品の現状、たばこの健康影響、たばこ対策について述べた「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」が取りまとめられました。

○ 2020年東京オリンピック、パラリンピックを契機とした受動喫煙防止対策の強化

現在国の受動喫煙防止対策の強化が検討されており、健康増進法の改正による罰則付きの受動喫煙防止対策の義務化等について議論がなされています。

（参考資料3：受動喫煙防止対策の強化について参照）

○ がん対策基本計画

平成29年6月、厚生労働省のがん対策推進協議会において、平成29年度から6年間の第3期基本計画案のとりまとめが行われました。当協議会では、受動喫煙については平成32年までに「行政機関、医療機関、職場、飲食店及び家庭において受動喫煙をゼロにする」とする新目標を計画案に盛り込む方針で一致していますが、一部報道によれば、現在検討が進められている受動喫煙防止対策の強化に向けた健康増進法改正案の内容と整合性を取る必要があるため、とりあえず第3期がん対策基本計画へは、受動喫煙防止対策は盛り込まず、改正後の健康増進法における受動喫煙防止対策がまとも次第、追加するとされています。

5 「健康長寿のまち・京都」を推進するための、見直し後の「たばこ対策行動指針（第2次）」について（案）

（1）指針の位置づけ

「身体活動・運動」「飲酒」等「健康づくりプラン」と一体となって取り組んでいくことを明確にするため、本冊にまとめます。

（2）基本理念

引き続き、①受動喫煙の防止②未成年者の喫煙防止③妊産婦の喫煙防止④成人の喫煙率の減少を基本理念として取組を進めます。

加熱式たばこについて

「加熱式たばこ」について、受動喫煙による健康被害が生じるという研究結果もあることから、受動喫煙防止対策の対象とするかどうか、現在国で議論されております。

このことを踏まえ、本市では、「加熱式たばこ」について、個人の判断を尊重するという前提に立ちつつ、紙巻きたばこに準じて、健康被害が生じる可能性を啓発していきたいと考えています。

なお、今後国会で審議される予定の、受動喫煙防止対策の強化法案の内容を踏まえ、随時必要な対策を講じていくこととし、行動指針にも盛り込んでいきます。皆様の御議論をいただきたいと存じます。

（3）具体的取組

ア 受動喫煙の防止

- ・ 公共性の高い場所における受動喫煙防止の取組
国の受動喫煙防止対策の強化法案（健康増進法の改正）の内容を踏まえて必要な対策を盛り込みます。
- ・ 望まない受動喫煙防止のための取組
妊産婦や子ども、病気の人など特に配慮が必要な人をはじめ、望まない受動喫煙を防止するため、母子保健事業など様々な機会をとらえて受動喫煙の害について普及啓発を行います。
- ・ 保健福祉センターが実施する各種健診、教室、事業における啓発
市民一人ひとりが受動喫煙の害に関する正しい知識を習得できるよう、ポスターやパンフレットを作成、本市が実施する事業の参加者に対してパンフレットの配布・説

明等、効果的で実施可能な受動喫煙防止対策を行います。

(例) 地域の関係機関と協働した健康教室における普及啓発

- ・ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

今後も「健康長寿のまち・京都」市民会議や京都市民健康づくり推進会議などの構成団体間で受動喫煙に関する認識を共有し、それぞれの立場から新指針の趣旨に沿った取組がなされるよう要請するとともに、構成団体以外の関係者（団体）に対しても趣旨に沿った普及・啓発や必要な要請活動を行っていきます。

イ 未成年者の喫煙防止

- ・ 市立中学校等での「喫煙防止教育」の実施

たばこに興味・関心を持ち始める時期にあたる中学生を重点的な対象として、市立中学校での「防煙教室」を実施します。

そのため、保健医療機関・団体等と連携して、保健福祉センター職員や教職員の知識や技術の向上を図り、防煙教室に従事可能なスタッフの充実を図っていきます。

- ・ 未成年者向け防煙パンフレットの配布

たばこをめぐる世界的な動向も踏まえて、時宜に応じて内容をリニューアル、充実し、たばこによる健康被害を未成年者にわかりやすく、正確かつ効果的に伝えていきます。

- ・ 未成年者を取り巻く関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

今後も「健康長寿のまち・京都」市民会議や京都市民健康づくり推進会議などの構成団体間で、未成年者の喫煙防止の重要性に関する認識を共有し、それぞれの立場から新指針の趣旨に沿った取組がなされるよう要請するとともに、構成団体以外の未成年者を取り巻く関係者（団体）に対しても趣旨に沿った普及・啓発や必要な要請活動を行っていきます。

ウ 妊産婦の喫煙防止

- ・ 妊産婦を対象とする保健指導の推進

母子健康手帳交付時の面接や妊産婦への家庭訪問等を通じて積極的に喫煙防止に取り組んでいきます。

- ・ 妊産婦向け禁煙パンフレットの充実

現在配布している「パパとママの禁煙BOOK」の内容を「赤ちゃんと一緒に」に入れるなど、保健指導時に使用しやすい媒体として見直しを図ります。

また、今後もたばこを巡る世界的な動向も踏まえて、時宜に応じて内容をリニューアル、充実し、たばこによる健康被害を妊産婦やその家族等に、よりわかりやすく、正確かつ効果的に伝えていきます。

- ・ 妊産婦を取り巻く関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

今後も「健康長寿のまち・京都」市民会議や京都市民健康づくり推進会議などの構成団体間で、妊産婦の喫煙や受動喫煙防止の重要性に関する認識を共有し、それぞれの立場から新指針の趣旨に沿った取組がなされるよう要請するとともに、構成団体以外の妊産婦を取り巻く関係者（団体）に対しても趣旨に沿った普及・啓発や必要な要請活動を行っていきます。

エ 成人の喫煙率の減少

- ・ 禁煙方法に関する知識の普及・啓発

たばこによるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）等の健康被害をはじめ、禁煙外来の受診勧奨を含む効果的な禁煙方法等に関する知識を普及・啓発し、喫煙者を禁煙希望者に、禁煙希望者を禁煙につなげていきます。

（新規・充実案）

- ・ 特定健診や肺がん検診時における短時間支援（喫煙状況の把握と禁煙治療のための医療機関等の紹介等）による禁煙支援
- ・ 禁煙支援薬局、禁煙外来の情報をホームページに掲載する、保健福祉センターにおける禁煙相談や健康教育で情報提供するなどの連携
- ・ 一般事業所への喫煙による病気模型等の貸出事業
- ・ 禁煙パンフレットの充実
たばこを巡る世界的な動向も踏まえて、時宜に応じて内容をリニューアル、充実し、たばこによる健康被害や禁煙外来の受診勧奨も含む効果的な禁煙方法等について、よりわかりやすく、正確かつ効果的に伝えていきます。
- ・ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進
今後も「健康長寿のまち・京都」市民会議や京都市民健康づくり推進会議などの構成団体間で、禁煙や受動喫煙防止の重要性に関する認識を共有し、それぞれの立場から新指針の趣旨に沿った取組がなされるよう要請するとともに、構成団体以外の喫煙者を取り巻く関係者（団体）に対しても趣旨に沿った普及・啓発や必要な要請活動を行っていきます。

（４）数値目標

ア 受動喫煙の防止

受動喫煙防止対策については、現在、国において受動喫煙防止対策の強化法案が検討されていることから、その動向を注視し、法案改正が遅れ本件指針の改正後となる場合などには、改正後の法案の内容を踏まえ、平成30年度以降に指針の一部改正を行うなどの対応を検討します。

イ 未成年者の喫煙防止

	最新値	目標値 (平成34年度)
未成年者（13～19歳）の喫煙の割合 ※京都市思春期に関する意識調査	2.3%(H25)	0%
喫煙防止教育の実施（年間受講者数） ※防煙セミナー実績値	7,037人(H28)	14,000人※

※ 目標設定の考え方：中学校在学中に少なくとも1回は受講できるよう市内の中学校1学年相当数としている。

ウ 妊産婦等の喫煙防止

	最新値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
「妊娠中」の喫煙の割合 ※母子健康手帳の交付時アンケート結果	3.9%	0%
「出産後」の喫煙の割合 ※乳幼児健診実施時のアンケート結果	4.9%	0%
乳幼児の家庭内における受動喫煙の機会 ※乳幼児健診実施時のアンケート結果	15.3% (H28)	0%

※「出産後」の喫煙の割合について、たばこ対策行動指針（第2次）においては「京都市母子保健に関する意識調査」を出典としていたが、今後はより対象が多く毎年評価が可能な「乳幼児健診実施時のアンケート結果」の数値で評価する。

エ 成人の喫煙率の減少

喫煙者の割合 ※国民生活基礎調査	最新値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
男性	27.0%	10%
女性	9.9%	5%

※ 目標設定の考え方：京都市基本計画（第2期）（平成23～32年度）における「たばこの煙完全ガード社会の構築」を実現させるため、たばこ対策推進部会で決定した目標値

6 見直しに係る今後のスケジュール

平成29年9月29日	第1回たばこ対策推進部会及び飲酒に関する行動指針推進部会
平成29年11月頃	第2回たばこ対策推進部会及び飲酒に関する行動指針推進部会
平成29年12月頃	市民意見募集
平成30年3月頃	第3回たばこ対策推進部会及び飲酒に関する行動指針推進部会

健康づくりに関する意識調査結果(たばこ対策抜粋)

項目	結果	評価・分析	報告書該当ページ
成人の喫煙率の減少	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙率は、前回(H22)調査と比べ低くなっている(17.6%→12.3%)。 	<p>喫煙率は前回(H22)調査に比べ低くなっているが、喫煙者の禁煙意向の割合も「やめたい」が少なくなっている。これは、喫煙者数は減っているが、根強い喫煙者が残っていると推測され、その層への働きかけが必要となる。特に30～39歳の女性では禁煙意向の割合が高いため、乳幼児健診等母子保健事業における働きかけを行うことで、禁煙に結びつける。また、肺がん検診など健診・検診受診時における禁煙を促す取組とともに、禁煙希望者が禁煙できる環境づくりを推進する。</p>	問27 P61参照
	<ul style="list-style-type: none"> 1日の喫煙本数は、「11本～20本」が43.5%と最も多く、11本以上吸っている人は59.9%となっている。 		問27-1 P64参照
	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙者の禁煙意向については、前回(H22)調査と比べ、「本数を減らしたい」が多くなっている。(28.7%→35.8%) 		問27-2 P66参照
	<ul style="list-style-type: none"> また、「やめたい」が少なくなっており(39.9%→19.7%)、「やめたくない」が多くなっている(18.0%→21.7%)。特に、男性喫煙者では「やめたくない」が「やめたい」より多くなっている。 女性の喫煙者の30.6%が「やめたい」としており、特に30～39歳の50%、40～49歳の39.1%が禁煙したいと考えている。 		
受動喫煙の防止	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙による健康への悪影響についての認識では、「強くそう思う」「ある程度そう思う」の合計が90.4%であった。 受動喫煙による健康への悪影響について、「あまり思わない」「まったくそう思わない」の割合が喫煙者は非喫煙者に比較して高かった。 	<p>受動喫煙による健康への悪影響の認識について、「そう思う」の割合が高くなっており、受動喫煙が健康へ及ぼす悪影響に関する認識が高い。しかし、非喫煙者は喫煙者に比較して悪影響があると思う割合が低いいため、非喫煙者も含めて広く市民への周知が必要である。</p> <p>受動喫煙防止対策が十分でないと思う施設では、前回(H22)調査に比べ、全項目でその割合が低くなっており、対策が進んでいると感じている人が増えているといえる。</p> <p>一方、飲食店などの禁煙・喫煙の店頭表示を施設利用時に参考にするかでは、「参考にする」が最も多いが、前回(H22)調査より少なくなっている。</p> <p>また、多数の人が利用する施設で望む対策として、前回(H22)調査に比べ、敷地内禁煙及び建物内禁煙の割合が低くなっており、「室内に喫煙場所を作る」が多くなっている。分煙が受動喫煙対策に効果的ではないことの周知が必要である。</p> <p>行政に望む対策では、喫煙マナーのPRが一番多く、次に公共施設の建物内禁煙を進める、受動喫煙の健康への悪影響についての情報提供の順となっている。</p> <p>この結果から、受動喫煙対策については、対策が進んでいると感じている人は増えているが、更なる対策が必要と感じている人も多いため、引き続き、啓発など取組を進めていく必要がある。</p>	問28 P68参照
	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店等の店頭表示を施設利用時に参考にする人の割合は56.8%となっている。(69%→56.8%) 		問33 P73参照
	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙対策が十分でないと思う施設としては、前回の調査同様「ゲームセンター・パチンコ等娯楽施設」が46.2%と最も高く、次いで、飲食店」が45.8%となっている。 		問34 P74参照
	<ul style="list-style-type: none"> 多数の人が利用する施設での望ましい受動喫煙防止対策について、「建物内は全て禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置する」が30.7%と最も高く、次いで「室内に隔離された喫煙場所(室)を設置し、その場所以外は禁煙にする」が27.4%であり、前回(H22)調査と同様の傾向を示している。 		問35 P75参照
	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙対策として行政に望むこととしては前回(H22)調査同様「たばこを吸う人に喫煙マナーをPRする」が41.7%と最も高く、次いで「公共施設の建物内禁煙を進める」が39.8%となっている。 		問36 P76参照

<評価区分> A：目標に達したもの B：目標に達していないが目標に近づいたもの

C：目標から遠ざかったもの D：評価が困難なもの

別紙 2

たばこ対策行動指針（第2次）数値目標の評価

	項目	指針 策定時	最新値	目標値 (H29)	評価	評価・分析
受動喫煙の防止	①全面禁煙※の実施（行政機関） 出典：公共施設等の受動喫煙防止対策調査 （市内の公共施設（平成29年度は、平成22年度をベースに実施。各施設種別の割合が同等になるように対象施設数を抽出））	55.3% (H22)	76.2% (H29)	100%	B	<p>全面禁煙の実施率は、行政機関・飲食店等ともに目標値には達しなかったがその割合は高くなった。</p> <p>現在、国において受動喫煙防止対策の強化法案が検討されていることから、その動向を注視し、法案改正が遅れ本件指針の改正後となる場合などには、改正後の法案の内容を踏まえ、平成30年度以降に指針の一部改正を行うなどの対応を検討する。</p> <p>乳幼児の家庭内における受動喫煙については、母子保健事業における働きかけを継続する。</p>
	②全面禁煙の実施（飲食店等） 出典：同上	27.7% (H22)	38.5% (H29)	56%	B	
	③乳幼児の家庭内における受動喫煙の機会 出典：乳幼児健診時に実施しているアンケート （乳幼児健診（4か月、1.6歳、3歳）受診者の内、父母が喫煙している家庭の割合）	—	15.3% (H28)	0%	—	
	④飲食店での受動喫煙対策の取組の表示 出典：店頭表示ステッカー普及啓発時に実施している実地調査	—	33.8% (H29.4)	50%	—	
未成年の喫煙	⑤未成年者（13～19歳）の喫煙の割合 出典：京都市思春期に関する意識調査（13歳以上19歳以下の市民5,000人）	2.4% (H20)	2.3% (H25)	0%	B	<p>未成年者の喫煙の割合には変化は見られなかったものの、たばこに興味・関心を持ち始める時期に知識の普及・啓発することで、「吸い始め」の防止につながる。また、子を通じて親世代にも健康情報を伝えることができるため、引き続き喫煙防止教育を継続していく。</p>
	⑥喫煙防止教育の実施（年間受講者数） 出典：防煙教室実績値（市内中学校のうち、防煙教室の実施を希望する学校）	7,363人 (H23)	7,037人 (H28)	14,000人	C	
妊産婦の喫煙防止	⑦「妊娠中」の喫煙の割合 出典：母子健康手帳の交付時に実施しているアンケート （当該年度に母子健康手帳交付した人（転入者含む））	5.3% (H23)	3.9% (H28)	0%	B	<p>「妊娠中」の喫煙の割合及び「出産後」の喫煙の割合は目標値には達しなかったものの、その割合は減少していた。</p> <p>意識調査によると、30～39歳の女性の50%が禁煙したいと考えているため、引き続き乳幼児健診等母子保健事業における働きかけを継続する。</p>
	⑧「出産後」の喫煙の割合 出典：京都市母子保健に関する意識調査 （4か月、8か月、1.6歳、3歳児健診に来所した保護者）	8.2% (H20)	4.7% (H25)	0%	B	
成人の喫煙率の減少	⑨喫煙者の割合 出典：国民生活基礎調査 （20歳以上で吸う、時々吸うと回答した市民の割合）	男性： 28.8% (H22) 女性： 10.7% (H22)	男性： 27.0% (H28) 女性： 9.9% (H28)	男性：16% 女性：7%	B	<p>喫煙者の割合は、男性・女性ともに目標値には達しなかったが、その割合は減少していた。</p> <p>引き続き禁煙につながる支援を継続する。</p>

※ 全面禁煙：敷地内禁煙及び建物内禁煙